

七戸町営スキー場圧雪車購入

《公募型プロポーザル方式》

募 集 要 項

令和4年5月

七 戸 町

1 募集の趣旨

七戸町営スキー場において現在使用している圧雪車は、購入から17年経過しており稼働時間の増大と老朽化が顕著となっていることから、圧雪車を更新するものである。

また、圧雪車の納入業者選定にあたっては、導入コストに加え、維持管理コスト、本体性能、保守点検及び修繕等のアフターメンテナンス体制、保証などを含めて総合的に判断する「公募型プロポーザル方式」（以下「公募型プロポ」という。）により圧雪車の納入に関し最も適した事業者を受託候補者として選定し本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 件名

七戸町営スキー場圧雪車購入

(2) 目的

七戸町営スキー場で使用する圧雪車を更新することで、安全かつ適切なゲレンデ整備の充実を図り、利用者の利便性向上に繋げる。

(3) 物品概要

- | | |
|--------|---|
| ① 仕様 | 圧雪車 1台
操作研修の実施
維持管理及びアフターメンテナンス、保証等
既存圧雪車の下取り
その他、本体性能及び主要諸元等は別紙共通仕様書のとおり |
| ② 納入場所 | 青森県上北郡七戸町字左組142-1地内 |
| ③ 納入期限 | 令和4年12月15日（木） |
| ④ 予算措置 | 令和4年度予算 43,780,000円
(消費税及び地方消費税を含む) |

(4) 実施方法

公募型プロポの実施について参加する事業者を公募し、参加表明のあった事業者の提案に対し、書類審査（第1次審査）並びにプレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）の実施により優先交渉権者を選定する。

(5) 参加資格要件

公募型プロポに参加する事業者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- ① 令和4年5月1日時点において、町に入札参加資格審査申請が受理されている事業者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 七戸町暴力団排除措置要綱（平成24年5月29日告示第4号）に掲げる排除措置対象者に該当していないこと。

(6) 提案内容

- ① 圧雪車本体の主要諸元、性能等

- ② 操作研修の実施
- ③ 日常点検等の技術的支援
- ④ メンテナンス体制等
- ⑤ ランニングコスト
- ⑥ 保証（本体・オプション）
- ⑦ 価格（既存車両の下取り含む）

（7）審査日程等

- ① 公募型プロポ実施公告等 令和4年5月10日（火）から18日（水）まで
- ② 質問書受付期間 令和4年5月10日（火）から18日（水）まで
- ③ 質問書回答 令和4年5月20日（金）
- ④ 参加表明書及び資格確認書類提出期限
令和4年5月24日（火）正午まで
- ⑤ 書類審査（第1次審査） 令和4年5月25日（水）
- ⑥ 参加資格確認結果及び提案書要請通知（第2次審査案内通知含む）
令和4年5月27日（金）
- ⑦ 提案書提出期限 令和4年6月10日（金）
- ⑧ プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）
令和4年6月21日（火）
- ⑨ 優先交渉権者選定結果通知 令和4年6月22日（水）
- ⑩ 仕様協議 令和4年6月23日（木）から28日（火）まで
- ⑪ 見積合せ 令和4年6月30日（木）
- ⑫ 仮契約の締結 令和4年7月 1日（金）
- ⑬ 議会承認、本契約の締結 令和4年7月予定
- ⑭ 町ウェブサイトにて公表 令和4年7月予定

3 質問の受付及び回答

この公募型プロポに関して質問がある場合は、「質問書」（様式第1号）を期限までに提出すること。

（1）提出期限

公募型プロポ実施公告日から令和4年5月18日（水）まで

（2）提出先

〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内67-997

七戸町役場 商工観光課（道の駅しちのへ道路・観光情報館内）

電話：0176-62-2137 担当：向中野・作田

E-mail：takashi-mukainakano@town.shichinohe.lg.jp

（3）提出方法

「質問書」に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。なお、電子メールの表題は「七戸町圧雪車公募型プロポ質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認

の電話をすること。電子メール以外での質問については回答できないこととする。

(4) 回答

質問の回答は、令和4年5月20日（金）までに、電子メールにて回答する。

4 参加申し込み

応募者は、次により「参加表明書」及び資格確認に必要な書類を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

公募型プロポ実施公告日から令和4年5月24日（火）正午まで

(2) 提出先

〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内67-997

七戸町役場 商工観光課（道の駅しちのへ道路・観光情報館内）

電話：0176-62-2137 担当：向中野・作田

E-mail：takashi-mukainakano@town.shichinohe.lg.jp

(3) 提出方法

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長（横書き）ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）郵送または持参により提出すること。なお、「参加表明書」の提出がなされた全ての事業者へ「参加資格確認結果」及び「提案書要請通知」を送付する。

① 参加表明書（様式第2号）

② 法人等役員名簿（様式第3号）

応募者は、その構成員を含む全ての者の役員情報を洩れることなく記載すること。なお、この役員情報は、七戸町暴力団排除条例に基づき、青森県七戸警察署へ照会することができるものとする。

③ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、提出期限前3ヶ月以内に発行されたもの。

④ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、提出期限前3ヶ月以内に発行されたもの。

⑤ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

⑥ 会社概要

様式に従い、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを提出すること。

ア 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第4号）

イ 企業状況確認表（様式第4号の2）

⑦ 圧雪車納入実績一覧表（様式第5号）

様式に従い、以下の項目を網羅した納入実績表を提出すること。なお、納入実績については、直近5年間分とし、5件程度の実績を記載すること。

- | | |
|---------|---------------------------|
| ア 納入機種名 | 契約書上の正確な機種名を記載すること。 |
| イ 発注者 | 発注者名を記入すること。 |
| ウ 納入場所 | 圧雪車が使用される施設の名称を正確に記載すること。 |
| エ 契約方法 | 入札、随意契約等の別を記載すること。 |
| オ 契約金額 | 消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。 |
| カ 契約年月日 | 契約年月日を記載すること。 |
| キ 納入期限 | 納入期限を記載すること。 |
| ク その他 | 特記すべき事項がある場合は、簡潔に記載すること。 |

5 提案書の提出

「提案書要請通知」を受けた全ての事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を郵送または持参により提出すること。なお、1事業者につき1つの提案に限る。

(1) 提出期限

令和4年6月10日（金）まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内67-997

七戸町役場 商工観光課（道の駅しちのへ道路・観光情報館内）

電話：0176-62-2137 担当：向中野・作田

E-mail：takashi-mukainakano@town.shichinohe.lg.jp

(3) 提出方法

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長（横書き）ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）郵送または持参により提出すること。

- ①提案書提出届・・・様式第6号とする。（提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式第7号）を提出すること。）
- ②圧雪車性能等提案書・・・様式第8号とする。
- ③メンテナンス等調書・・・様式第9号とする。
- ④納入工程表・・・任意様式とする。
- ⑤納入後の対応・・・様式第10号とする。
- ⑥見積書・・・任意様式とする。既存車両の下取りを含む見積金額とすること。

(4) 書式等

- ① 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記載すること。文字の大きさは11.0ポイント以上とすること。
- ② 文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とする。

- ③ 寸法や可動域等が分かる、具体的な設計図等を添付すること。
- ④ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

6 審査方法

審査は、七戸町営スキー場圧雪車購入に係る公募型プロポーザル実施要綱第6条の規定により設置した選定委員会で実施するものとし、評価が最も優れている事業者を選定するため、書類審査（第1次審査）並びにプレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）による審査とする。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）の出席者は、1事業者につき3名以内とし、業務責任者となる方は必ず出席すること。また、1事業者のプレゼンテーションの時間は30分以内とし、ヒアリングの時間は10分程度で行う予定とする。

（1）評価

評価は、別表「評価基準」による。

評価の合計点が上位の者を優先交渉権者として選定する。ただし、評価合計点上位の者で同数となる場合は、選定委員会で決定する。

（2）審査結果

①書類審査（第1次審査）後、令和4年5月27日（金）までに参加を表明した全ての事業者へ「参加資格確認結果」及び「提案書要請通知」を電子メールにて通知する。（プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）の案内を併せて通知する。）

②プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）後、「優先交渉権者」を決定のうえ、令和4年6月22日（水）までに参加した全ての事業者へ「優先交渉権者選定結果通知」を電子メールにて通知する。

③上記により、「優先交渉権者」に選定された事業者は、令和4年6月23日（木）から28日（火）までの期間（土・日を除く）において、町と圧雪車の仕様について協議する。

（3）その他

参加者は、提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とする。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可する。

プロジェクター及びスクリーン、ノートパソコンは町で用意する。ただし、それ以外で説明に使用する物品等が必要な場合は、参加者自身で用意すること。

なお、選定委員会での選考は非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しないこととする。

7 選定結果の公表

審査結果については、七戸町ウェブサイトで公表する。

8 契約の締結

本事業（圧雪車購入）の受託候補者に選定された事業者は、町と圧雪車の仕様について協議のうえ、随意契約により契約を締結する。ただし、七戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第49号）の規定により、議会の議決に付すべき場合は、仮契約を締結するものとする。

なお、上記により仮契約を締結した場合は、七戸町議会へ提案し、承認を経てから本契約を締結するものとする。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「5. 提案書の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が令和4年度当初予算を超過している場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）に参加しなかった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審議に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

10 その他留意事項

- (1) この公募型プロポに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類は、修正または変更はできないものとする。ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、町が承諾したものについてはこの限りでない。
- (3) 提出書類の著作権は、公募型プロポ参加者に帰属する。ただし、町が本案件の公募型プロポに関する報告、公表のため必要な場合は、公募型プロポ参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、七戸町情報公開条例（平成17年条例第7号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。